○特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律

(平成五年五月二十一日)

(法律第五十二号)

第百二十六回通常国会

宮沢内閣

改正 平成六年六月二九日法律第四九号

同一一年一二月二二日同第一六〇号

同一四年二月八日同第一号

同一七年七月六日同第八二号

同二三年六月二二日同第七〇号

同二三年八月三〇日同第一〇五号

同二三年一二月一四日同第一二二号

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律をここに公布する。

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、中堅所得者等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を 促進するための措置を講ずることにより、<u>優良な賃貸住宅の供給の拡大を図り、もって国</u> 民生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(供給計画の認定)

- 第二条 賃貸住宅の建設及び管理をしようとする者(地方公共団体を除く。)は、国土交通 省令で定めるところにより、当該賃貸住宅の建設及び管理に関する計画(以下「供給計画」 という。)を作成し、都道府県知事(市の区域内にあっては、当該市の長。以下「都道府 県知事等」という。)の認定を申請することができる。
- 2 供給計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 賃貸住宅の位置
 - 二 賃貸住宅の戸数
 - 三 賃貸住宅の規模、構造及び設備
 - 四 賃貸住宅の建設の事業に関する資金計画
 - 五 賃貸住宅の入居者の資格に関する事項
 - 六 賃貸住宅の家賃その他賃貸の条件に関する事項
 - 七 賃貸住宅の管理の方法及び期間

八 その他国土交通省令で定める事項

(平一一法一六○・平二三法一○五・一部改正)

(認定の基準)

- 第三条 都道府県知事等は、前条第一項の認定(以下「計画の認定」という。)の申請があった場合において、当該申請に係る供給計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、 計画の認定をすることができる。
 - 一 賃貸住宅の戸数が国土交通省令で定める戸数以上であること。
 - 二 賃貸住宅の規模、構造及び設備が当該賃貸住宅の入居者の世帯構成等を勘案して国土 交通省令で定める基準に適合するものであること。
 - 三 賃貸住宅の建設の事業に関する資金計画が当該事業を確実に遂行するため適切なものであること。
 - 四 賃貸住宅の入居者の資格を、次のイ又はロのいずれかに該当する者であることとして いるものであること。
 - イ 所得が中位にある者でその所得が国土交通省令で定める基準に該当するものであって、自ら居住するため住宅を必要とするもののうち、現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。) があるもの
 - ロ イに掲げる者のほか、居住の安定を図る必要がある者として国土交通省令で定める もの
 - 五 賃貸住宅の家賃の額が近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないよう定められる ものであること。
 - 六 賃貸住宅の入居者の選定方法その他の賃貸の条件が国土交通省令で定める基準に従 い適正に定められるものであること。
 - 七 賃貸住宅の管理の方法が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
 - 八 賃貸住宅の管理の期間が住宅事情の実態を勘案して国土交通省令で定める期間以上 であること。

(平一一法一六○・平二三法一○五・一部改正)

(計画の認定の通知)

第四条 都道府県知事は、計画の認定をしたときは、速やかに、その旨を関係市町村長(特別区の長を含む。)に通知しなければならない。

(供給計画の変更)

- 第五条 計画の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、当該計画の認定を受けた供給計画(以下「認定計画」という。)の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、都道府県知事等の認定を受けなければならない。
- 2 前二条の規定は、前項の場合について準用する。

(特定優良賃貸住宅の管理)

第六条 国土交通大臣は、認定計画(前条第一項の規定による変更の認定があったときは、 その変更後のもの。以下同じ。)に基づき建設される賃貸住宅(以下「特定優良賃貸住宅」 という。)の管理が適正に行われるよう、認定事業者が特定優良賃貸住宅の管理を行うに 当たって配慮すべき事項を定め、これを公表するものとする。

第七条 地方公共団体は、認定事業者に対し、特定優良賃貸住宅の管理に関し必要な助言及 び指導を行うよう努めるものとする。

(報告の徴収)

第八条 都道府県知事等は、認定事業者に対し、特定優良賃貸住宅の建設又は管理の状況について報告を求めることができる。

(地位の承継)

第九条 認定事業者の一般承継人又は認定事業者から特定優良賃貸住宅の敷地の所有権その他当該特定優良賃貸住宅の建設及び管理に必要な権原を取得した者は、都道府県知事等の承認を受けて、当該認定事業者が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができる。

(改善命令)

第十条 都道府県知事等は、認定事業者が認定計画に従って特定優良賃貸住宅の建設又は管理を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(計画の認定の取消し)

第十一条 都道府県知事等は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画 の認定を取り消すことができる。

2 第四条の規定は、都道府県知事が前項の規定による取消しをした場合について準用する。 (平二三法一〇五・一部改正)

(建設に要する費用の補助)

- 第十二条 地方公共団体は、認定事業者に対して、特定優良賃貸住宅の建設に要する費用の 一部を補助することができる。
- 2 国は、地方公共団体が前項の規定により補助金を交付する場合には、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その費用の一部を補助することができる。

(建設に要する費用の補助を受けた特定優良賃貸住宅の家賃)

- 第十三条 認定事業者は、前条第一項の規定による補助に係る特定優良賃貸住宅の認定管理 期間(認定計画に定められた管理の期間をいう。以下同じ。)における家賃について、当 該特定優良賃貸住宅の建設に必要な費用、利息、修繕費、管理事務費、損害保険料、地代 に相当する額、公課その他必要な費用を参酌して国土交通省令で定める額を超えて、契約 し、又は受領してはならない。
- 2 前項の特定優良賃貸住宅の建設に必要な費用は、建築物価その他経済事情の著しい変動 があった場合として国土交通省令で定める基準に該当する場合には、当該変動後において 当該特定優良賃貸住宅の建設に通常要すると認められる費用とする。

(農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の特例)

第十四条 認定事業者が農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法(昭和四十六年 法律第三十二号)第二条第二項の政令で定める都市計画区域に係る市街化区域(都市計画 法(昭和四十三年法律第百号)第七条第一項の規定による市街化区域をいう。)の区域内 にある農地(採草放牧地を含む。)を転用し、その土地に特定優良賃貸住宅を建設する場 合においては、当該特定優良賃貸住宅が農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置 法第二条第二項に規定する特定賃貸住宅に該当しないものであっても、その規模、構造及 び設備が同項の国土交通省令で定める基準に適合し、かつ、同項第一号に掲げる条件に該 当する一団地の住宅の全部又は一部をなすと認められるときは、これを同項に規定する特 定賃貸住宅とみなして、同法の規定を適用する。

(家賃の減額に要する費用の補助)

第十五条 地方公共団体は、認定事業者が、認定管理期間において、入居者の居住の安定を 図るため特定優良賃貸住宅の家賃を減額する場合においては、当該認定事業者に対し、そ の減額に要する費用の一部を補助することができる。

2 国は、地方公共団体が前項の規定により補助金を交付する場合には、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その費用の一部を補助することができる。

(独立行政法人住宅金融支援機構等の資金の貸付けについての配慮)

第十六条 独立行政法人住宅金融支援機構及び沖縄振興開発金融公庫は、法令及びその事業 計画の範囲内において、特定優良賃貸住宅の建設が円滑に行われるよう、必要な資金の貸 付けについて配慮するものとする。

(平一七法八二·一部改正)

(資金の確保等)

第十七条 国及び地方公共団体は、特定優良賃貸住宅の建設のために必要な資金の確保又は その融通のあっせんに努めるものとする。

(地方公共団体による賃貸住宅の建設)

- 第十八条 地方公共団体は、その区域内において特定優良賃貸住宅その他の第三条第四号イ 又は口に掲げる者の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅が不足している場合に おいては、その建設に努めなければならない。
- 2 国は、地方公共団体が、第三条の基準に準じて国土交通省令で定める基準に従い賃貸住 宅の建設及び管理を行う場合においては、予算の範囲内において、政令で定めるところに より、当該建設に要する費用の一部を補助することができる。
- 3 国は、地方公共団体が、前項の国土交通省令で定める基準に従い建設及び管理をされる 賃貸住宅の入居者の居住の安定を図るため当該賃貸住宅の家賃を減額する場合において は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その減額に要する費用の一部を 補助することができる。

(平一一法一六○・一部改正)

(罰則)

第十九条 第十二条第一項の規定による補助を受けた認定事業者が、当該補助に係る特定優良賃貸住宅についての第十条の規定による都道府県知事等の処分に違反したときは、三十万円以下の罰金に処する。

(平二三法一○五・旧第二十条繰上・一部改正)

第二十条 第十三条第一項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

(平二三法一○五・旧第二十一条繰上)

第二十一条 第八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の

罰金に処する。

(平二三法一○五・旧第二十二条繰上)

第二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人 又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又 は人に対しても各本条の刑を科する。

(平二三法一○五・旧第二十三条繰上)

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から 施行する。

(平成五年政令第二五四号で平成五年七月三〇日から施行)

(国の無利子貸付け等)

2 国は、当分の間、地方公共団体に対し、第十八条第二項の規定により国がその費用について補助することができる賃貸住宅の建設で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第十八条第二項の規定により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

(平一四法一・全改)

3 前項の国の貸付金の償還期間は、五年(二年以内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。

(平一四法一・追加)

4 前項に定めるもののほか、附則第二項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上 げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

(平一四法一・追加)

5 国は、附則第二項の規定により地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である賃貸住宅の建設について、第十八条第二項の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

(平一四法一・追加)

6 地方公共団体が、附則第二項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則

第三項及び第四項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合(政令で定める場合を除く。)における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

(平一四法一・追加)

附 則 (平成六年六月二九日法律第四九号) 抄 (施行期日)

1 この法律中、第一章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律(平成六年法律第四十八号)中地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二編第十二章の改正規定の施行の日から、第二章の規定は地方自治法の一部を改正する法律中地方自治法第三編第三章の改正規定の施行の日から施行する。

(第二編第十二章の改正規定の施行の日=平成七年四月一日)

〇中央省庁等改革関係法施行法(平成一一法律一六〇)抄

(処分、申請等に関する経過措置)

- 第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律(以下「改革関係法等」と総称する。) の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他 の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施 行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、 許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。
- 2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、 改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、 届出その他の行為とみなす。
- 3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その 他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の目前にその手 続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の 施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対し て報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続が されていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第千三百三条 改革関係法等の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前

の例による。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに 中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置 (罰則に関する経過措置を含む。) は、政令で定める。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄 (施行期日)

- 第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 (平成一四年二月八日法律第一号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年七月六日法律第八二号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。 附 則 (平成二三年六月二二日法律第七〇号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、附則第十七条の規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第百五号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第百五号)の公布の日=平成二三年八月三〇日) 附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一〇五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号 に定める日から施行する。

二 第二条、第十条(構造改革特別区域法第十八条の改正規定に限る。)、第十四条(地 方自治法第二百五十二条の十九、第二百六十条並びに別表第一騒音規制法(昭和四十三 年法律第九十八号)の項、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の項、都市再開発法 (昭和四十四年法律第三十八号)の項、環境基本法(平成五年法律第九十一号)の項及 び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号) の項並びに別表第二都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の項、公有地の拡大 の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)の項、大都市地域における住宅及 び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)の項、密集市 街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の項及び マンションの建替えの円滑化等に関する法律(平成十四年法律第七十八号)の項の改正 規定に限る。)、第十七条から第十九条まで、第二十二条(児童福祉法第二十一条の五 の六、第二十一条の五の十五、第二十一条の五の二十三、第二十四条の九、第二十四条 の十七、第二十四条の二十八及び第二十四条の三十六の改正規定に限る。)、第二十三 条から第二十七条まで、第二十九条から第三十三条まで、第三十四条(社会福祉法第六 十二条、第六十五条及び第七十一条の改正規定に限る。)、第三十五条、第三十七条、 第三十八条(水道法第四十六条、第四十八条の二、第五十条及び第五十条の二の改正規 定を除く。)、第三十九条、第四十三条(職業能力開発促進法第十九条、第二十三条、 第二十八条及び第三十条の二の改正規定に限る。)、第五十一条(感染症の予防及び感 染症の患者に対する医療に関する法律第六十四条の改正規定に限る。)、第五十四条(障 害者自立支援法第八十八条及び第八十九条の改正規定を除く。)、第六十五条(農地法 第三条第一項第九号、第四条、第五条及び第五十七条の改正規定を除く。)、第八十七 条から第九十二条まで、第九十九条(道路法第二十四条の三及び第四十八条の三の改正 規定に限る。)、第百一条(土地区画整理法第七十六条の改正規定に限る。)、第百二 条(道路整備特別措置法第十八条から第二十一条まで、第二十七条、第四十九条及び第 五十条の改正規定に限る。)、第百三条、第百五条(駐車場法第四条の改正規定を除く。)、 第百七条、第百八条、第百十五条(首都圏近郊緑地保全法第十五条及び第十七条の改正 規定に限る。)、第百十六条(流通業務市街地の整備に関する法律第三条の二の改正規 定を除く。)、第百十八条(近畿圏の保全区域の整備に関する法律第十六条及び第十八 条の改正規定に限る。)、第百二十条(都市計画法第六条の二、第七条の二、第八条、 第十条の二から第十二条の二まで、第十二条の四、第十二条の五、第十二条の十、第十

四条、第二十条、第二十三条、第三十三条及び第五十八条の二の改正規定を除く。)、 第百二十一条(都市再開発法第七条の四から第七条の七まで、第六十条から第六十二条 まで、第六十六条、第九十八条、第九十九条の八、第百三十九条の三、第百四十一条の 二及び第百四十二条の改正規定に限る。)、第百二十五条(公有地の拡大の推進に関す る法律第九条の改正規定を除く。)、第百二十八条(都市緑地法第二十条及び第三十九 条の改正規定を除く。)、第百三十一条(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の 促進に関する特別措置法第七条、第二十六条、第六十四条、第六十七条、第百四条及び 第百九条の二の改正規定に限る。)、第百四十二条(地方拠点都市地域の整備及び産業 業務施設の再配置の促進に関する法律第十八条及び第二十一条から第二十三条までの 改正規定に限る。)、第百四十五条、第百四十六条(被災市街地復興特別措置法第五条 及び第七条第三項の改正規定を除く。)、第百四十九条(密集市街地における防災街区 の整備の促進に関する法律第二十条、第二十一条、第百九十一条、第百九十二条、第百 九十七条、第二百三十三条、第二百四十一条、第二百八十三条、第三百十一条及び第三 百十八条の改正規定に限る。)、第百五十五条(都市再生特別措置法第五十一条第四項 の改正規定に限る。)、第百五十六条(マンションの建替えの円滑化等に関する法律第 百二条の改正規定を除く。)、第百五十七条、第百五十八条(景観法第五十七条の改正 規定に限る。)、第百六十条(地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備 等に関する特別措置法第六条第五項の改正規定(「第二項第二号イ」を「第二項第一号 イ」に改める部分を除く。)並びに同法第十一条及び第十三条の改正規定に限る。)、 第百六十二条(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十条、第十二 条、第十三条、第三十六条第二項及び第五十六条の改正規定に限る。)、第百六十五条 (地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第二十四条及び第二十九条の 改正規定に限る。)、第百六十九条、第百七十一条(廃棄物の処理及び清掃に関する法 律第二十一条の改正規定に限る。)、第百七十四条、第百七十八条、第百八十二条(環 境基本法第十六条及び第四十条の二の改正規定に限る。)及び第百八十七条(鳥獣の保 護及び狩猟の適正化に関する法律第十五条の改正規定、同法第二十八条第九項の改正規 定(「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。)、同法第二十九条第 四項の改正規定(「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。)並びに 同法第三十四条及び第三十五条の改正規定に限る。) の規定並びに附則第十三条、第十 五条から第二十四条まで、第二十五条第一項、第二十六条、第二十七条第一項から第三 項まで、第三十条から第三十二条まで、第三十八条、第四十四条、第四十六条第一項及

び第四項、第四十七条から第四十九条まで、第五十一条から第五十三条まで、第五十五条、第五十八条、第五十九条、第六十一条から第六十九条まで、第七十一条、第七十二条第一項から第三項まで、第七十四条から第七十六条まで、第七十八条、第八十条第一項及び第三項、第八十三条、第八十七条(地方税法第五百八十七条の二及び附則第十一条の改正規定を除く。)、第八十九条、第九十条、第九十二条(高速自動車国道法第二十五条の改正規定に限る。)、第百一条、第百二条、第百五条から第百七条まで、第百十二条、第百十七条(地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律(平成二十二年法律第七十二号)第四条第八項の改正規定に限る。)、第百十九条、第百二十一条の二並びに第百二十三条第二項の規定 平成二十四年四月一日

(平二三法七〇・平二三法一二二・一部改正)

(特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六十五条 第百四十五条の規定の施行の際現に効力を有する同条の規定による改正前の特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(以下この条において「旧特定優良賃貸住宅法」という。)第三条、第五条若しくは第八条から第十条までの規定により都道府県知事が行った認定その他の行為又は現に旧特定優良賃貸住宅法第二条第一項、第五条第一項若しくは第九条の規定により都道府県知事に対して行っている認定若しくは承認の申請で、第百四十五条の規定による改正後の特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第二条第一項、第三条、第五条又は第八条から第十条までの規定により市長が行うこととなる事務に係るものは、それぞれこれらの規定により当該市長が行った認定その他の行為又は当該市長に対して行った認定若しくは承認の申請とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条に おいて同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることと される場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従 前の例による。

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二三年一二月一四日法律第一二二号) 抄 (施行期日)

- 第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 附則第六条、第八条、第九条及び第十三条の規定 公布の日